

農地・農業用施設の復旧・復興の概要

◆ 復旧・復興の概要

● 東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国は、東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年五月二日法律第四十三号)を施行し、農林水産省が直轄で7地区(海岸代行業を含む)10事業を行うことになりました。

(参考1) 宮城県内の国直轄事業の概要

(H26.5)

地区名	受益面積 (ha)	総事業費 (百万円)	備考
直轄災害復旧事業			
迫川上流	2,162	209	施設
河南	4,950	535	施設
直轄特定災害復旧事業			
定川	635	2,775	施設
名取川	3,226	15,474	施設
亙理山元	4,509	11,204	施設
仙台東	2,362	19,671	施設
〃	1,638	11,650	農用地
〃	1,393	677	除塩
直轄災害復旧関連事業			
仙台東	1,982	19,666	関連区画
特定災害復旧事業			
亙理・山元農地海岸	—	14,558	農地海岸
合計	—	96,419	

● 宮城県は県内の被災市町及び土地改良区からの要請を踏まえて計2,449件の災害査定を受け、1,160億円の復旧事業費が決定しました。

(参考2) 宮城県内の農地・農業用施設に関する災害査定結果の概要

区分	査定決定	
	件数	金額 (百万円)
県営	1,725	106,406
団体営	724	9,599
計	2,449	116,005

● さらに、宮城県は被災市町からの要請を踏まえ、東日本大震災復興交付金(農山漁村地域復興基盤総合整備事業)を活用し、まちづくりと調整しつつ、公共用地の創設や防災集団移転跡地の再編など土地利用の整序化とともに、大区画ほ場整備を中心とした農地の抜本的な再編整備を実施しています。

◆ 復旧・復興のロードマップと進捗状況

● 宮城県が平成25年2月8日に発表した災害復旧・復興のロードマップについて、一部の工区・施設において国が定める集中復興期間(平成23年度から平成27年度)内での完了が困難な見通しとなったことから、ロードマップを見直しを平成26年3月13日に公表しました。農地と主な農業施設の復旧は平成28年度、農地海岸は平成29年度、復興交付金を活用した農地整備事業は平成32年度完了を目指しています。

● 農地の復旧対策が必要な面積は13,000haであり、平成26年9月末時点で11,901haの復旧工事に着手し、10,447haで完了しています。

● また、震災による津波で被害を受けた農業用施設(排水機場)は47施設で、平成26年9月末時点で44施設に着手し、35施設で完了しています。なお、応急復旧により、従前と比較し、約9割の排水能力を回復しています。

(参考3) 災害復旧・復興のロードマップ

H26.3.13公表

工種	H23 (※1)	H24 (※1)	H25 (※1)	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
■ 農地(除塩含む)										
着手面積: 13,000ha(※2)	5,780ha	5,220ha	660ha	960ha	300ha	80ha				
進捗率(%)	44%	85%	90%	97%	99%	100%				
■ 主な農業用施設										
排水機場: 47施設(※3)	4施設	29施設	11施設	3施設	付帯工	付帯工				
進捗率(%)	9%	70%	94%	100%	100%	100%				
■ 農地海岸										
農地海岸: 94箇所(※4)	4箇所	34箇所	33箇所	7箇所	—	1箇所	15箇所			
進捗率(%)	4%	40%	76%	83%	83%	84%	100%			
■ 農山漁村地域復興基盤総合整備(復興交付金を活用した農地整備事業)										
着手面積: 約4,800ha(※5)	—	—	1,810ha	2,710ha	280ha	(施工期間)	(換地期間)			
進捗率(%)	—	—	38%	94%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

※1 平成23年度から平成25年度までは実績を記載。

※2 農地復旧面積には、国が仙台市において直轄特定災害復旧事業で実施するもの及び自力復旧、他省庁事業による復旧、復興事業等による転用などの面積を含む。

※3 受益面積が10ha以上の県が復旧する排水機場(国が事業主体として復旧する15機場を除く)。

※4 県が復旧する農地海岸(国が復旧する3海岸を除く)。

※5 一部調査中の地区も含まれており、今後、面積に変更の可能性がある。面積は県営分で、直轄分2,000haを除く。

(参考4) 主な事業の進捗状況

